

第三者評価結果

①第三者評価機関名

株式会社 寺井潔ソーシャルワーカー事務所

②施設・事業所情報

名称：	あらいぶ・みらい塾	種別：	多機能型（生活介護・就労移行支援）
代表者氏名：	管理者 因幡 卓也	定員（利用人数）：	生活介護：12名、就労移行支援：8名
所在地：	石川県羽咋郡宝達志水町小川貳7-1		
TEL：	0767-28-8820、8640	ホームページ：	shionkai.or.jp

【施設・事業所の概要】

開設年月日	令和2年4月1日			
経営法人・設置主体（法人名等）：	社会福祉法人 四恩会			
職員数	常勤職員：	6名	非常勤職員：	5名
専門職員	（専門職の名称）	0名		0名
		名		名
		名		名
施設・設備の概要	（居室数）	0	（設備等）	ホール、畳コーナー、休憩室、更衣室、浴室、脱衣室、台所、男女トイレ、多目的トイレ等

③理念・基本方針

私たちは障害者の地域生活を生きがいのある日常生活のアプローチを通して支援します。

- ・利用者が安心して利用できる事業を目指します。
- ・利用者一人一人の人権を尊重し、利用者主体の上質なサービスを提供します。
- ・利用者の希望に沿った自立生活を実現できるよう、適切に支援できる職員の育成に努めます。

関係法令を遵守し、他の社会資源との連携を図った適正且つ決めの細かな生活介護サービスおよび就労移行支援サービスを提供します。

生活介護サービスにおいては、障害者が自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう支援するため、事業所通所により入浴、給食、介護サービスや訓練、創作活動等を行い、心のリフレッシュを図ると共に自らの生活を向上できるための支援を行います。

就労移行支援サービスにおいては、障害者が自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう支援するため、事業所通所により就労準備訓練の機会を提供するとともに、就労に必要な知識・技能が高まった者は一般就労等に向けて支援します。

④施設・事業所の特徴的な取組

(生活介護)

ドライブや外食、買物等の外出プログラムの実施や地域サロンでの移動販売、外部講師による講座の開催等を通じて、地域との交流を図りながら、利用者一人ひとりの地域生活を支援しています。

ひきこもりの状態にある者や不登校の児童の受入れ等にも柔軟に取り組んでいます。

(就労移行支援)

ビジネスマナーやコミュニケーションスキルの他、自己を理解したうえで、働き続けるために必要となるセルフケア、コントロール、対処などの座学を日々取り入れています。就職後も安心して長く働き続けていただけるために、定期的に職場を訪問して、就職後のサポートを行っています。

⑤第三者評価の受審状況

評価実施期間	令和 6年 2月 1日 (契約日) ~ 令和 6年 5月 1日 (評価結果確定日)
受審回数 (前回の受審時期)	0 回 (年度)

⑥総評

◇特に評価の高い点

■「いしかわ魅力ある福祉職場認定制度」の認定を受けており、休暇の取得や時間単位の有給休暇などの柔軟な働き方に対応するほか、人間ドッグの費用補助などの健康管理面など、職員のワーク・ライフ・バランスに配慮した働きやすい職場づくりに取り組んでいる。また、「キャリアパス一覧表」を作成し、階層別に求められる役割や能力、研修、基本給、昇格条件を一覧化して、職員のモチベーション向上に繋げている点が高く評価できる。

■生活困窮者に対しての就労支援活動、犯罪や非行をして保護観察になった方の立ち直りを推進する保護観察所の社会貢献活動事業への登録、SDGsの視点から、事業所周辺の清掃活動・環境美化への貢献、地域サロンでの高齢者の買い物支援等の公益的な活動に取り組んでいる。

■指定就労支援事業所では障害のある人の「働く」をサポートしている。OBOG会があり、年賀状等の交流もあり、訪問してくれるため生の声を聴く良い機会となっている。また、地域の高齢者のサロンに出向き、法人内の作業所で作ったパンや弁当など訪問販売を行っており、「買物に行けない」という地域の課題解決のひとつとなっている。

◇改善を求められる点

■事業計画について、ホームページへの記載はあったが、事業計画を利用者やその家族に対してわかりやすく周知できるものが確認できなかった。利用者および家族向けのリーフレットや掲示物など、計画の意図が理解できるものの作成が望まれる。

■介護サービス提供についてのマニュアル、サービス提供場面でのプライバシー保護についての整備が望まれる。

■現在のところ、継続して医療的な支援を必要とする利用者が少ない。健康管理等についての研修は感染委員会が、毎年夏に熱中症予防、秋に風邪やインフルエンザの予防、冬にノロウイルス予防について行なう。ただ職員の個別指導を定期的に行うまでには至っておらず、介護マニュアルを見直して充実を図っているところである。

⑦第三者評価結果に対する施設・事業所のコメント

当事業所として今回初めて第三者評価を受審しました。第三者評価機関の方々に当事業所が提供する福祉サービスについて、専門的かつ客観的な視点で評価をしていただきました。

その上で我々が日頃から取り組んでいる業務について、評価していただいた点がある反面、改善を求められる点についてですが、

一点目については、合理的配慮の視点から利用者および家族向けのリーフレットや掲示物など、できるだけわかりやすいものを作成し、ウェブサイトなども活用して、事業計画内容を理解していただけるように創意工夫していきたいと思えます。

二点目については、介護サービスを提供するにあたって、可能な範囲で一人一人に合わせた介護マニュアルの作成やプライバシー保護についての支援マニュアル作成や環境整備を進めていきたいと思えます。

三点目については、感染対策委員会を2ヵ月に1回以上、定期的を開催し、感染症流行の時期等を勘案して対策を検討するほか、事業所内の衛生管理（環境の整備、排泄物の処理、血液・体液の処理など）、日常の支援に係る感染対策（標準的な予防策（例えば血液・体液・排泄物などに触れる時、傷や創傷皮膚に触れる時にどのようにするかなどの取り決め）、手洗いの基本など幅広い感染予防対策・感染拡大防止に努めて参ります。

以上のように、改善すべき点について、改善が図られた点について再認識し、更なる改善が必要な点を知ることによってより良いサービスの質向上やサービス提供につなげていく為に、今後も定期的に継続して第三者評価を受審していきたいと思えます。

⑧評価細目の第三者評価結果（別添）